琉球大学学術リポジトリ

原稿：『植民及植民政策』第十五章、十六章 産業政策

メタデータ	言語:
	出版者:
	公開日: 2018-04-16
	キーワード (Ja): 矢内原忠雄
	キーワード (En): Yanaihara Tadao
	作成者: 矢内原, 忠雄
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/38325

START

REEL No. B-013

琉球大学

矢内原忠雄文庫

史料名	原稿『植民及植民政策』第十五章、十六章 産業政策（植682～699、700～717、718～749）
封筒番号	473
原文所所蔵者	琉球大学附属図書館
撮影年月日	平成 17 年 11 月 21 日
撮影者	富士写真フイルム 株式会社
備考	

矢内原忠雄文庫

封筒番号： 473

史料名	原稿『植民及植民政策』第十五章、十六章 産業政策（植682～699、700～717、718～749）
資料形態	B4原稿用紙／3綴り
枚　数	68
頁　数	68
縦（cm）	
横（cm）	
厚さ(cm)	
書誌的事項	植民 今泉分類記号： Y

琉球大学附属図書館

43

併乍ら英国が印度農民を負債より救出（近年に至るまで）するがため殆んど何事をもなさゞりしは事実であった。却って土地私有制の設定のため、租税の負担のため、其他一般的に自然経済的環境に対する資本主義的地主のため、印度農民の負債は増加こそすれ、軽減しなかった。2) 自由放任は印度に於ても亦英人政策上の標語なりしが如くである。かの信用組合運動についても、その創始及成功が政庁の努力にかゝり、人民の自発的自助運動でなかりしことを遺憾とする論者あり。3) 併乍ら本来英国の労働組合は自助的精神に基く自発的運動の結果であるとも、全人口のうち読み書きの出来るものはその一割に満たざる印度に於て、その農民の自発的自助運動の発達は百年河清を待つの類である。4)

英国の印度統治政策が英国の利益のみを考慮せず、印度の幸福増進をも目的とするものならば、農業金融政策に於ても

2) Wadia and Joshi. 前出 P. 275–288. Pillai. 前出 P.121–122

3) Narain 前出. P.376.

4) Wadia and Joshi 前出. P.299.

683

ATHENA(4)

44

易金融のみを発達せしめず、国内産業開発の
金融を発達せ→資金の供給に於て、又庶民
金融の便宜に於て、印度人の經濟的発達に努
力すべきであった。植民地金融（政策）には他の
（通常）
れての植民地經濟問題に於けるが如く、植民
者たる資本家に対する（便宜）金融援助と、原住者（の）
対する經濟生活に対する開発援助と、両方面
の関係あるに注意しなければならない。
英国に於ける産業組合の自助的発達を以て之
を律することは出来ない。植民地に於ける
自由放任政策は資本家的植民による原住者社
会の攪乱搾取の自由放任を意味するであらう。

第十六章 産業政策

十 植民地貿易又は事業の独占

一 重商主義

二 関税制度

三 特殊産業の奨勵

四 植民地産業の経営

五 原住者経済生活に対する影響

重商主義の排他独占

~~は当時の輿論は代表されて居る。~~

一

「アメリカ植民地及び西印度諸島の唯一の效用はその消費の独占と、その産物の運搬とにあるし。[2] この語に重商主義的植民政策の特徴が認められる。本国経済と植民地経済とは自然的及び社会的条件の相違に基きて相互補足的の性質を有し、本国は植民地に対する工業品の供給者であり、植民地は原料品の需要者たるに對し、植民地は原料品の産出に富

2) Lord Sheffield, 1784. (Roscher, W. Kolonien usw. S. 207) Observations on the Commerce of America

み工業品の需要を他より充たさねばならない。斯かる事情に基き植民地貿易の利益を（重商主義者は次の如く考へた、）愈々増大せんが為めに、植民地をして益々原料品の供給者として発達せしむると共に、製造品の需要者たる地位は之を維持せしめなければならない。植民地に於ける原始産業の奨励と製造工業の妨害、之によりて始めて植民地の効用を発揮し本国と植民地との有機的なる経済的連結を完うする。而して仏国人の所謂「植民地盟約」（"Pacte Colonial"）之である。而して植民地貿易の利益は之を本国に留保しなければならない。植民地よりの原料品供給は悉く本国の手を経て、植民地への製造品供給もすべて本国の手を経て行はるべきである。植民地貿易の利益は之を競争的第三国に均霑せしむべきでない。かくて独占は重商主義政策の一特色であった。他国に対しては排他的に、植民地に対しては従属的に。Pacte Colonial それ自体が従属的関係を基礎とせるものであった。その通商航海を独占し進んでは植民地産業の種類

ATHENA(4)

に干渉したるは、外国及び植民地その他の犠牲に於て本国を利益せんとせるものなることの事はんない。[1] 而して重商主義国家が何故にかくの如き排他独占的政策に出でしやは、之を知るに難くない。重商主義は代表的政治的には近代国家成立の時期であつて、国内に於て封建制を崩壊して中央集権の成ると共に、外国に対して自国の独立強盛を主張するの必要を特に有した。アダム・スミスが自由貿易の主張者にして重商主義的独占の攻撃者たりしこと、

1) Thozée, Théories de la Colonisation au XIXe Siècle. p. 671

然るに拘らず彼が重商主義政策の典型たる航海条例を以て賢明なる立法として認めたることは、周知の事実である。スミスが航海条例を辯護したるは理論的理由によるものでなかつた。理論的には他の凡ての重商主義的独占政策と同じく、「航海条例は外国貿易、若くは外国貿易より生ずべき富税の発達に対し有利なるものではない」[2] とせられた。併乍らスミスは理論的理由と並んで政治的立場の存在を認めた。「陸国の富裕は軍事上政治上には危険

2) Smith, A. Wealth of Nations. Vol. I. P. 429.

686 概

であつても、貿易上はたしかに有利である」。3)
逆に言へば陸運的には隣国の富裕は有利で
あるが、政治的軍事的には危険なる場合の存
在を認めたるものである。而して航海条例は、
英蘭二国の激しき敵意抗争の時代の産物にし
て、此の特殊なる時代に於ける敵意立法はた
とい排他独占的なるものと雖も、当時の英国
の国家的安全に対する唯一の脅威たる和蘭海
軍力の抑壓を目的とせるものなるが故に、之
を賢明なる立法なりとしたるものである。4)

3) Smith, A. 同上. P. 458.
4) Smith, A. 同上. P. 428-429.

重商主義時代は又經濟的にいへば資本主義
の揺籃時期であつて、近代的工業の萌芽
時代であつたが故に、植民地に於いて工業発
達し本国の競争者たることを最も怖れた。植
民地に対する貿易関係(balance of trade)の順
調を維持するが為めには、植民地工業の発達
を抑止するの必要を感じた。資本は当時にあ
要するに近代的国家及その競争的經濟出現時の要求が植民地貿易及
りては主として商業資本として活動し、工業
資本としては未だ幼稚に、金融資本としては
全然発達せざりしが故に、和蘭資本自体に於

産業の排他独占政策を基礎づけたるものであつた。

閉鎖し植民地人に対しては制限したることは
近世初期の植民政策の通有的特徴であった
当時にありては植民地に関する
植民地貿易の本国による独占は重商主義は
この独占は当時にありては殆ど
代に於ては自明の確定的原則と見られた。
「植民國のみが植民地に於て通商に従事し得るは確定的の原則である。而してそれには當然の理由がある。蓋し植民の目的は一の都市又は一の新なる帝國の建設にあらずして、貿易の擴張に存したから。それ故、外國植民地との凡ての貿易は純粋に獨占權侵害として見られ、その國の法律によりて處罰せらるべきことは、今なほ歐洲の基礎的法律である。……二國間の通商關係は各々の植民地に及ぼさるべきではない。植民地は獨占排他的支配の下にあるべきことも亦認められて居る。」

通商自由の喪失は、植民地にとり不利益たるものであるが、植民國がその軍備による防禦法制による治安維持とによりて植民地に與ふる保護によりて、明らかに償はれる[1]

と モンテスキューの 輿論を代表せるものであったであらう。

1) Montesquieu, Espirit des Lois, XXI. 21.

688

植民地貿易及企業独占の三態様

特許会社

植民地貿易及び企業の独占には三種の態様があった。特許会社の独占、貿易港の独占、及び本国人の独占である。

当時先づ植民地貿易に従事せるものは regulated Company であったが、之は中世の同業組合の伝統を受けしもので、[2] 組合員たる商人は組合の協定に服すると共に、組合外の商人及び消費者に対し排他的独占であった。英蘭両国の東印度会社を始め秋で訳れる株式会社組織のものは更に国家より特許状を受けて植民的貿易の独占権を与へられた。独占を認められさりしも、植民地に於ける鉄道、鑛山、土地改良等の事業につき独占的保護を

2) Smith, A. Wealth of Nations. Vol II. P. 225

スミスは
立等の貿易独占権を以て「新しき機械の独占権をその発明者に与へ、新しき著述の独占権をその著者によふると同様に旨にて奪渡せられ得る」。
何となれば遠隔未開の地に通商路を開拓するものであり、その成功の暁には社会一般が利益を受くるが故である。併乍ら独占権の附与は一時的でなくてはならない。永久的独占は消費者及び一般商人の利益を不当に侵害する。
もの論じた。
要するに特許会社の独占は開拓者的意義を有せしむるに止めなければならなかった。1)

1) Smith, A. 前出. P. 245.
Girault, A. The Colonial Tariff Policy of France. 1916. p. 14.

6

689

貿易港の独占

許利益とは比することを得るであらう。「発明特許権の如く、獨占的特許状は發見を刺戟し、又その社會に與ふる利益に對する報酬の機會を提供する。必要なることの全部は、特許権同様、獨占の存續が限定せられたる年數に制限せらるべきことである。(旧政 ancient régime)の弊害は、初期に於ての外は存在の理由なき制度を長く継續せしめたる點に存する」。

スペインは近世初期の植民時代に於ては、植民地貿易は国王の独占たること、もの
スペインは
その植民地に對し特定の商人に貿易独占を認むることはなかりしも、貿易港を限り(本国にては セヴィル Seville、後カディズ Cadiz)とす。植民地にてはメキシコ及び中米に對しては ヴェラ・クルズ Vera Cruz、ペルー及びチ

り地方に對しては ポルト・ベロ(Porto Bello)、又航海は隊商的航海(Seekarawanen)の方法により、船舶隻数及び航海度数を制限した。[2] 此制度は政府には貿易監督上の便を、商人には團体的行動の利益を與ふるの趣旨であつた。しかして此制度は事実に於て植民地貿易をばセヴイル又はカデイズの大商人等の独占に帰せしめたるものであつた。外国人は一切(スペイン)植民地貿易との通商を厳禁せられた。併乍ら此の少数の貿易港に対して(植民地)海岸線の(甚だ)長きこと、及び植民地に対する輸入品中スペイン自体の生産物は五パーセントに止まり他は他の欧洲諸国の生産物~~が~~~~~~たりしことに基き密輸入流行し、右の制限的貿易の制度は崩壊していつた。(かの)奴隷輸入(特)約(Asiento)はその崩壊の公認であるといつてよい。[3]

特許会社の独占権又は特定貿易港、航海制度等の制限の存せず若くは廃せられたる場合、植民地貿易又は事業を本国人に対しては一般的に開放したるも、外国人に対しては(商)之を閉鎖せられた。此種の独占形態に於ける

2) スペインよりの貿易船隊を二隊に分ち、一隊は(毎年一回)南米行にして Porto Bello を目的とし、二十七隻より成るもので "Galeonen" と呼ばれた。他の一隊は三年毎に一回、中米行にして Vera Cruz を目的港とし 23 隻より成るもので "Silberflotte" と呼ばれた。前者は 1748 年後者は 1778 年廃止せられた。

3) Morris, H. Vol. I. pp. 260 以下. 270—271.

7

690

植

商の独占

691

ATHENA(4)

いて植民地工業の発達に対する要求を有せざりしものであつた。要するに政治的に又経済的に、中世紀的状態が崩壊して近代的工業及び経済出現時期の要求が、植民地貿易及び産業の排他独占政策を基礎づけたるものと解する。

Pacte Colonial の要点

植民地（貿易及び）産業政策の要点は次の如くである。

1. 植民地産物の本国以外に對する輸出の制限。例へば英国にては植民地特産品（珈琲、カカオ実、煙草、生絹、棉花、海狸皮、藍など）、及び本国造船工業の材料品（造船用木材、瀝青、タール、鉄、皮革など）はその品目を列挙して「列挙品」（"enumerated commodities"）と呼ばる——專ら本国にのみ輸出するを認められ、而して非列挙品（"non-enumerated commodities"）は一般にその輸出の自由が認められたが、（之れ亦）一七六六年以来フイニステル岬（Cape Finisterre）以北の欧洲諸港に對してはその輸出を禁ぜられた。[1] 佛国も亦その植民地に対し、外国又は

1) Smith. 前出 Vol II. P. 80–81. Cape Finisterre は スペインの北西に位置す。之れより南の諸国は工業発達幼稚であつて英国に対する経済的競争力微弱なるに反し、その以北の諸国は英国に対し有力なる競争者たりしが故に、この区別を立てたるものであつた。

692

植

外国植民地への一切の「黒奴、物産、貨物及び商品」の輸出を禁じた。[2] 即ち植民地産物は原則として一先づ本国に輸入せられ、然る後若し必要あれば第三国に轉送せらるゝの制度であつた。尤も之に対して植民地品に対する保税倉庫の制度もあつた。[3]

2、植民地物産の本国への輸入保護。外国又は外国植民地産の砂糖、煙草、銑鉄等の本国への輸入に対し禁止的課税を及し、植民地よりの造船材料輸出に対して奨勵金を交附し、或は本国(英)に於ける煙草栽培を禁止するなどの方法によりて、(植民地に於ける)之等の生産を保護奨勵した。[4] 之は前項と相對応して植民地をして本国の需要する貨物の供給者たらしめんとするものであつた。

3、外国品の植民地に対する輸入制限。外国品は本国の港より積出さるゝにあらざれば之を植民地に輸入するを得ざらしめた。尤も之に関聯して関税の制度があつた。[5]

2) 1727年勅令. Girault, A. Colonial Tariff Policy of France. P.19-21.
3) Girault. 同上. P.21.

4) Smith. 前出 P.81. Egerton. Origin and Growth of the British Dominions. P.116.
5) Smith. 前出. P.84-85. Girault. 前出. P.19.

ATHENA(4)

4. 植民地に對する貿易は本國船に對してのみ認められた。之れ航海条例(Navigation Act)の規定であって、(せる事)英國では一六五一年以後数度の立法あり、佛國にては一七九二年に制定せられるものがある。英國航海条例の規定(による)要旨は左の如くであった。英國植民地に於ける貿易は英國船(以外には之を禁ずること)英國船(英)とは英國にて建造せられ、且つ所有者、船長(の外、)及び乗組員の四分三が英國人たる船舶をいふ。(ふたり)[1] 英國への輸入は英國船若くはその輸入貨物の買

5. 植民地に於ける外國人の居住又は営業の制限。スペイン植民地にては居住を制限し、佛國にては外國人はたとひ帰化したる者にても植民地内にて「商人、仲買人、又は商業代理人」となることを禁ぜられた。

6. 植民地に於ける産業の種類に對する干渉。本國工業家の利益を保護するために植民地に於ける精製工業の発達を抑止した。而して植民地(の輸出貨物)産物を粗製原料品たる嵩高品たら

1) Smith. 前出. Vol I. P.427.

~~2) Smith. 前出. Vol. II. PP. 80. 82-83.~~

693

植

しむるは同時に又本国海運業者の利益に適するものであつた。かくて例へば植民地よりの精製砂糖輸入に対しては禁止的課税を為し、植民地に於ける製鉄業、毛皮加工を禁じ、帽子其他羊毛製品は植民地よりの輸出のみならず各植民地間の売買をさへ許さなかつた。同時に穀物、魚類、塩物等が北列挙品であり、或は本国への輸入が禁止さへせられたるは、之れ亦本国の農業者漁業者を保護する為めであつた。[2]

●スペインは工業國でなかつたから此點に關する重商主義政策は他國程嚴しく行はれなかつたといふも、本國に於て多く生産せざる種類の産物（甘蔗、麻の栽培、粗皮革、粗羊毛の製造）を奬勵し、本國の生産と競爭者たるべき農作物の耕作を禁じた（葡萄）。[3]

以上が重商主義的植民地經濟政策の要点である。その主眼は外国並に植民地の經濟的競爭を排除し、本国品の販路、本国經濟の需要品の供給、及び本国海運業の発達に関し、本国の利益の為めに植民地を利用せんとするの趣旨であつた。けれども植民地の經濟的発達の初期に於ては、本国及植民地經濟の相互補助的生産関係の実情に基きて、重商主義的束縛の植民地に對す

2) Smith, 前出, Vol II, pp. 80. 82-83. Zimmermann, Kolonialpolitik, S. 203.

3) Roscher, W. Kolonien usw. S. 173-174

11

694

植

695
植

ATHENA(4)

る実害は少かつた。即ち所謂列挙品は本国に於て生産せられず又は生産不十分なりしものである故、その輸出を對本国に限定せらるゝも十分なる市場を本国内に於て有し得べく、又穀物家畜魚類等重要なる植民地物産は非列挙品中に包含せられたるが故に植民地その生産に対する束縛は少なく、植民地工業の制限規定も工業発達の経済的条件の未だ熟せざる植民地の初期に於ては実害少なく、且つ関税、奨勵金等の制度によりて制限政策は緩和せられたのであつた。[1] 然るに植民地の経済的発達に伴ひ此の制度による少き生産と少き消費の政策即強制は制限はその生産力に對する甚だしき極梏たるに至る。モンテスキユーが重商主義的独占を辯護したるは上に述べし所であるが、ケネーは之に反對して植民地貿易の独占がその経済的発達を妨げくる所以を次の如くに論じた。曰く、「植民地は、モンテスキユー氏の政策に従つば、より少量に、且つより高價

1) Smith. 前出. Vol. II P. 78–86.

に供給を受け、又自己の產物はより廉く賣るが故に、少しの勞働しか要せず、又廉價に拘らず尚利益ある程の豐富なる收穫ある最良地、卽ち大なる純所得ある土地のみを耕作するであらう。可耕地ではあるがより多くの勞働を要し、而してより少き所得を與ふる如き、より困難なる土地は耕されずして殘るであらう。之れは卽ちそれだけの產物、それだけの富、それだけの純所得、從つてそれだけの人口が、國にとりて、及び人類にとりて失はるることを意味する²⁾

而して重商主義的独占政策の本国に対する不利益を論じて之に致命的打撃を加へしはアダムスミスであった。スミスによれば各国民は各その自然的有利なる条件を具備する産業に専心すべく、貿易関係に於ては最も高価なる市場に売却し最も廉価なる市場より購買するを以て、自国生産者及び消費者の利益を増大する所以となす。然るに重商主義的制限は植民地に対し少き消費と少き生産とを政策的に強制するものであって、その富の増加を妨ぐる。若しこの制限にして撤廃せられんか植民地の生産は増加し従って生産物はより廉価に英国にも輸入せらるべく、又その富の増加は英本国に対してもより拡大せられたる市場を提供するであらう。隣国の富裕は貿易上自国の経済的利益である。それ故に植民地貿易の独占は本国に対

2) Quesnay. Remarques sur l'opinion de l'auteur de l'Espirit des Lois. 1766. (Girault. 前出 P. 41. Zimmermann. 前出 S. 91).

697
植

ATHENA(4)

重商主義政策の衰退

し外国を排除する意味に於ての相對的利益を与ふるのみにして本国の絶対的利益は却つて之を害するものである。加之植民地貿易の独占は之に資本を集中せしめ、一般外国貿易に於て絶對的及び相對的の不利益を被るものであると単した。[1]

重商主義政策はかくの如くケネー、スミス等の自由放任論の批難を受けたが、実際上に於ても此種の壓迫は発展過程にある植民地人の反抗なしには継續せられざるものであつた。

。~~其~~初期植民地の本国に対する経済的関係は中世に於ける田舎對都市の関係に類似し、植民地盟約(Pacte Colonial)の政策は都市経済に於ける通路権、~~[illegible]~~貨物留置権、市場権、若くは田舎に於ける工業禁止権(Strassen=, Stapel=, Markt=, und Bannrecht)の強制と同様の性質を有した。[2] 都市経済の崩壊が之等の中世紀的強制を消滅せしめたる如く、植民地盟約の廃棄も資本主義的国民経済の擡頭と共に出出生すべき運命であつた。かくて英国に

1) Smith. 前出 Vol II. P. 95–96.

2) Sombart, W. Der moderne Kapitalismus. Bd. I. 1. S. 432–433.

擡

ATHENA(4)

ては植民地本材の輸入特惠率は一八六〇年、穀物については一八四九年、その外他煙草、羊毛、棉花、鉄、珈琲其他の植民地品の輸入に対する特惠税率はすべて一八四〇年乃至一八六〇年の間に撤廃せられた。而して本国に於ける植民地品の輸入に対する本国品輸入の特惠は尚存続せられ植民地の貿易上の自主権が拒まれて居たが、植民地の反對に基き立案の呉に関しても自由主義が認められ、カナダが先づ一八四七年に本国品に対する特惠的税率を廃止した。1)

二

二行分

重商主義的独占政策はかくの如くして衰微した。併乍らかくとも重商主義政策の主要なる目的、即ち植民地と本国との經済的連結を鞏固にし、且つ植民地貿易の利益に関しては或程度に於て本国に対し排他的優先の地位を認むるのみならず、或程度に於て植民地をも本国の利益に従属せしめんとの趣旨は、植民地関係そのものの存続と共に今日尚存続して

1) Zimmermann、前出、S.207.

15

698

植

現在に於ける植民地貿易の独占

ATHENA(4)

居る。殊に十九世紀後来以来、帝国主義の発達と共に本国植民地を併せての一大經濟地域の利益の意識的に主張せられ、之によりて一国資本主義的經濟は他国のそれとの競争に於て有利なる地位を占めんとするのである。たゞ重商主義時代に於ける而如く本国植民地間の經濟競争のもはや帰れられずして、其の經濟的一体が窮調せらるゝ、是に現代の特徴が存する。

植民地関税政策

現代の植民地関税政策は関税同化政策、特

699

関税同化

恵関税政策及び門戸開放政策に大別せられ得る。[1] 関税同化政策(Tariff Assimilation)とは植民地及本国(とば)の関税区域内に包容するものにして、本国植民地間の貿易には原則として関税を課せず、植民地の外国貿易に対しては本国に於けると同様の関税制度を適用するものである。之によりて本国植民地の經濟交通関係は密接となり、原料品の供給者及び商品市場としての植民地に関し本国の地位を(出外)国に対して保護するものである。北米合衆国

1) United States Tariff Commission, Colonial Tariff Policy. 1922. P. 33–36.

佛国の植民地関税制度

のポルト・リコに於ける、佛国のアルヂエリア、チユニス、マダガスカル、佛領印度支那、レユニオン、マルチニク、ガドループ、新カレドニア其他の数植民地に於ける、及び日本の諸植民地（関東州を除く）に於けるは、関税同化政策の実例である。

佛国に於ける関税同化政策は一八九二年の法律に基く。之によりて佛国の重要なる諸植民地は同化的、非同化的の二種に分たれ、重要なる植民地の大部分を含む「同化的植民地」に於ては外国よりの輸入に対しては原則として本国に於けると同額の輸入税を課し、本国品の輸入は無税とす。又植民地よりの本国に対する輸入は正庫収入上の理由による珈琲、カカオ、チヨコレート及び砂糖の外は無税とせられ、而して此内所三者に対する所謂半額税（"demi-droit"）も一九一三年に至り撤廃せられた。佛国の関税同化法の制定せられし原因の一は第二帝政時代に於ける植民地の自主的関税政策に対する反動である。即ち植民地は輸入貨物

522

17

700

植

18

701

20

に対し関税（droit de douane）及び入港税（droit d'octroi de mer）を課するが、前者はもう外国品に課税するものであり、後者は外国品を問はず賦課するものである。然るに関税は本国議会の同意を要するに反し、入港税は植民地議会の権限に属したるにより、植民地は財政上の必要に基き入港税を重課するに傾いた。此が本国品に対して與へたる苦痛が植民地に対する関税同化政策を取らしめたる一原因であつた。更に他の有力なる原因は帝国主義時代に於て佛領印度支那、アフリカ、マダガスカルに於ける佛国の領土的発展は、佛国に対する植民地重要の程度を増かせるものであり、佛国の繊維及び金属工業に對し立場の植民地は新市場を提供せるものにして、英国又は独逸の競争者が其地に於て吾人を凌駕するは許されざるべきことである」とせられた。[1] 要するに帝国主義的起源の政策なることは明白である。[2] しかして佛国の非同化的植民地に就ても、特恵税率の制度により本国との連結は益々密

1) Girault, A. The Colonial Tariff Policy of France. P. 81–84.

2) ジロールは1892年の関税同化法を以て、植民地は外国よりも本国と貿易すべきもとの前提より出発せる政策にして、昔の Pacte Colonial との差は保護と禁止との別あるに過ぎず、本国植民地両者の利益を害するものなるが故に、寧ろ植民地の財政的自立を条件として関税自主権を賦与すべしと批評した。（Girault, A. Principes de Colonisation et de Législation Coloniale. 1904. Tome II. PP. 203. 208. 210）

日本の植民地の関税制度

ATHENA(4)

揚ならしむるの傾向である。[2]

我国にては台湾に對しては明治二十九年、朝鮮には大正九年、関税法及び関税定率法を施行した。樺太に對しても同じく施行せられて居る。南洋群島に対しても大正十一年以来之を実施す。即ち之等植民地と内地とは同一関税区域をなすものである。但し朝鮮については左の特例が認められる。

1. 播種用種子、採鑛製錬に必要なる原料品及び器具機械等は輸入税を免除す。

2. 移入[3]酒精、酒精含有飲料及び織物に對しては従前の朝鮮関税定率令に依り移入税を課す。但し輸入税額より高率なるを得ず、又輸入税なきものに對しては無税とす。

3. 朝鮮よりの移出物品中、(a)移出先に於て内國税を課する物品、(b)朝鮮に於て移出先に於ける輸入税の税率より低き税率により輸入税を課し、又は朝鮮に於てのみ輸入税を免除し若くは無税と爲したる物品に對しては出港税を課す（大正九年制令二一號朝鮮出港税令）

4. 朝鮮に移入せらるゝ酒類、砂糖、織物、石油、賣藥其他に關しては内國税を免除若くは拂戻し又は交付金を交付することを得。

之等の特例の中(1)は朝鮮植民地に於ける特種産業の保護(農業鑛業)及(2)は財政上の必要、(3)(4)は並に植民地品の競爭に對する内地品の保護を意味する。而して同一關税法及び關税定率法施行の原則は、本國と植民地とをば外國に對する共通の關税障壁を以て圍まるゝ一體の經濟區域をなすものである。

関税同化政策は右の如く本国に対し植民地

2) Colonial Tariff Policy. 前出. P.41.

3) 植民地の外国貿易関係を輸入輸出と称するに對し、内地及び帝国内の他植民地に対する貿易関係を移入移出と称せらる。

702

植

多数国品の使途と密命にし且つ独逸地方に於ける本国品と保護するもので、本国に対して

は有利であるが、独逸地に対しては必ずしも

幸に有利でない。（独逸地も亦本国約第上割譲條項の仍ちらは自由制過に堪えないが、本国工業品の使入の為め

~~敢然独逸地にあつて本~~ 独逸地の

工業的未来をば~~[illegible]~~ 但実さらるべく、又

本国と独逸的未来の経済を異にし独逸的事情

と同一にやはる独逸地に対し本国と同一の関

税法及び関税率と施行するは（独逸地の対外関税命令上）独逸地に対

する唯一と言時すること云ふ。（~~[illegible]~~ 独逸地の無きは直接外国との関係

の伸縮関税同じ法は独逸地の経済的次意と但 ~~[illegible]~~ 三年九月一日

（独逸地の無きは直接外国との関係の伸縮関税同じ法は独逸地の経済的次意と但 ~~[illegible]~~ 三年九月一日

（Saint-Pierre）島及ミクロン

（Miquelon）の二独逸地は固有的独逸地の独立

制限せられた。

本国独逸地間の関係に特殊関税法と、

利益の此の利

益に事造せ一方とすることの心あり。

特殊関税

独逸地に対して特殊的関税率を定めて経済的~~[illegible]~~（独逸）と高

品人品の輸入にその輸入するものであるが、方に之の

利益を有するものであるが、

而当は共通の関税を域に働くず、在別の関税

税率は独逸地間の関税法と、

本国独逸地間の関係

709

ATHENA(4)

変を有するものは西班牙、葡萄牙、並に伊太利
植民地の大部分、北米合衆国の比律賓等、佛
国のセネガル其他の数植民地、英国のヂヤマ
イカ、バルバドス其他の数植民地及びドミニ
オンである。右の中英帝国のドミニオン以外は主
として財政的理由に基く低率の輸入税制を有し、
本国品に対してはその全部若くは大部分を免
除す。ドミニオンはそれ自身一の工業国たる
が故に高率の保護関税を有し、その本国及び
他のドミニオンに対して與ふる特恵の程度も高くな

704

英帝国の特恵関税制度

い。

カナダはドミニオンの政治的状態を獲得す
ると共に関税自主権をも主張し本国をして之
を認めざるを得ざらしめた。然るにカナダは
自国工業保護の関税政策をとるに及び、北米
合衆国に對する競争に於て英本国の援助を要求す
る必要上、自ら進んで一八九八年以後英本国
及び帝国内の他植民地の生産物輸入に対して
特恵税率を定めた。[1] 他のドミニオンも之に倣、
ひ一九〇七年に至る事に於て凡て特恵税率を

1) Colonial Tariff Policy、前出、P. 668. Zimmermann、前出、S. 208.

24

劃定した。ドミニオンの特恵税率は一方的に制定せられたるもので、本国と交換的に定められたのではなかったが、英本国に於ても之に對應して植民地（品の輸入）に特恵税率を与へ、以てその（経済的）結合を鞏固にすべしとの運動を生じた。二十世紀初頭に於けるチェンバレン（Joseph Chamberlain）の帝国関税同盟案はその代表的なる提案であった。之によれば英本国は穀物、麦粉、肉類、乳酪類の輸入税を新設し、但し植民地生産物に対しては之を免除すること、植民地よりの葡萄酒及果実の輸入税率を減ずること、砂糖、珈琲、ココアの輸入税率を減ずること、及び以上による減収を補填するため外国よりの輸入工業品に対し平均一割の課税をなすべく、植民地は之に対して英国工業品の輸入に対し特恵関税を定むべしといふのであった。2) 之等の提唱はドミニオンに於けると同じく、（外国の競争に対する）自国産業保護（と同時に、）自国植民地の経済的連結を（且より）世界市場に於ける帝国的一体としての競争力を強大にせんとの政策であった。斯く

2) Chamberlainが1903年5月Birmingham, 及び同年10月Glasgowにてなせる特恵関税に関する演説は最も代表的なるものであった。大田修之介、帝国主義論 PP. 328–329, 421–427. Reinsch, P. Colonial Administration. P. 213–215. Colonial Tariff Policy 前出. P. 651–652.

22

705

の如き傾向は一九〇二年の植民地会議以来既に明瞭なる事実にして、英帝国は、英帝国より移出されたる諸産物に対しては三分一、マッケナ関税課税品に対しては三分二、茶、コーヒー、砂糖、煙草その他の輸入税を廃止せられたるが、特恵率の程度は更に引き上げられたる。[1] 英本国の植民地に対する特恵率は本国に対する特恵率の倍加せられたり。[2] 日本の植民地に対しても特恵関税を定むるものの数を激増した。一九一九年より一九二一年に至る間に於て、完全なる特恵輸入税率を採用せられ若くは擁護せられ、且つ特恵率の増加せられたるものは、印度よりの粗皮革輸入関税率に於ては、六分一の特恵を與ふることになつた。[1] 而して一九二五年の改正によりて英本国の植民地に対する特恵率は更に引き上げられたる。[1] 英本国の植民地に対する特恵率は本国に対するその直轄植民地の特恵関税を定むるものの数を激増した。一九一九年より一九二一年に至る間に於て、完全なる特恵輸入税率を採用せられ若くは擁護せられたるものは、印度よりの粗皮革輸入関税率に於ては、六分一の特恵を與ふることになつた。[1] 而して一九二五年の改正によりて英本国の植民地に対する特恵率は更に引き上げられたる。[1] 英本国の植民地に対する特恵率は本国に対するその直轄植民地の特恵関税を定むるものの数を激増した。一九一九年より一九二一年に至る間に於て、完全なる特恵輸入税率を採用せられ若くは擁護せられたるものは、印度よりの粗皮革輸

1) 保守党内閣の宰相チャーチル(Winston Churchil)の改正にして、英領植民地より来る干果物、現在関税の全廃、煙草、同輸入税の特恵率六分一を四分一に増加すること、同じく強烈なる酒類に対するものを三分一より三分二に増加すること等の内容を含む。チャーチルは其之と同時に1925年之保革に対してマッケナ(Mackenna)関税を復活し且つ絹製品に対する輸入税を新設した。保護関税と植民地特恵関税とは常に相随伴する。或は両者互に相利用して自己の存在理由を主張するものである。(大正十四年(1925)四月三十日東京朝日新聞)

1) 1915年時の宰相 Mckenna の提出せる法案に基き活動写真フィルム、時計、自動車、楽器に対し内国産業保護を目的とする輸入税が設定せられた。此の Mckenna 関税は後労働党内閣により廃止せられたが、1925年保守党内閣により復活せられた。

2) 1919年の帝国関税法は時の宰相 Austen Chamberlain の提案に基いた。世界大戦が彼をしてその父 Joseph Chamberlain の企てし所謂帝国政策に転向せしめた。Colonial Tariff Policy 前掲 P.816 以下。

関東州

出、ナイジェリア、ゴールドコースト、シエラレオネ、ガムビアよりの椰子実輸出、並びにナイジェリアよりの錫鑛輸出に関して新に特恵税率が定められた。一九二一年の調査によるに（英帝国内には）ドミニオンの外、二十五の植民地が本国に対する特恵関税制度を有するに至ったといふ。2)

日本植民地の関税同化制度の下にあることは前に述べたが、ただ関東州は租借地たる関係上之を本国と独立せる関税区域とし、その全体を自由地域として居るが、大正十四年法律第五十一号により関東州の生産にかゝる生果、綿羊革、山羊革、硫酸曹達、ナフタリン、其他若干の化学製品、麻絲、毛織絲、野蚕絹絲、其他若干の織維製品、耐火性粘土製品、ガラス類等の輸入税を免除することになった。即ち関東州~~の側よりいへば之等の生産物に関して我~~即ち我国に於て関東州の上記生産物に対する輸入特恵関税を実施せるものである。

特恵関税制度の利益

特恵関税制度は関税同化制度よりも緩であ

2) Colonial Tariff Policy. 前出、P. 38.

るが、尚外国に対し植民地市場に本国品の地位を有利にし、本国市場に於ける植民地原料品の供給を容易にするの趣旨に於て変りなし。（米国と地理的に隣接せる）カナダ特恵関税に於てすら、その特恵関税の（蘇）英国貿易に与へたる保護的影響を著しく認め得るといふ。[1]

次に、植民地に於ける門戸開放的関税政策とは何等の差別的待遇を規定することなく、本国品たると外国品たるとを問はず同一の税制税率を課するものである。その税率は植民地内の工業保護を目的とした高率なるものもあり得る、例へば特恵税率を定めざる以前の英帝国ドミニオンの如し。（反之）白耳義、和蘭（並に）旧独逸欧諸植民地、（及び）英国直轄植民地の多数に於ける税率は低率にして、同化的或は特恵的関税制度の植民地に於けるよりも低きことが通例である。本国に於ても立等の門戸開放的植民地の生産品に対しては外国品同様の輸入税を課する。ただ英国にては一九一九年以後の特恵税率の制度は此種の植民地

1) 同上、P. 71.

門戸開放的関税制度の理由

にも及ぶ。門戸開放的植民地にして自由貿易制なるもの、即ち本国品及外国品に対して一様の世界輸入を認むるものは、中央アフリカに於て一八九〇年迄（尤も輸出税はあつた）、即家に於て一八九四年迄行はれたが、今日ではアデン、海峡植民地等の如き仲継貿易を主とする小植民地に於てのみ認められる。即ち植民地貿易に関する自由放任の傾向は益々縮少せられて来た。不統を有する門戸開放的植民地にあつて実の政策は甚だ例外のが通例であるから、自由貿易と相距る事遠からざるものである。

植民地関税の門戸開放政策の理由を見るに、必ずしも本国の利益を犠牲にせしむるものではない。独逸ではその植民地をば関税上外国と同一視し、本国と第三国との通商条約は当然には植民地に及ばざるものと為したが、その政策の真意は英国の諸植民地が特恵関税制度を採用することを牽制することによりて独逸の輸出貿易を保護せんとするにあつた。[1] 蓋し独逸の植民地のめぼしきは経済的能力小さく、植民地貿易に於ける為をよふる事よりて外国貿易上の不利を招く

1) Köbner, O. Einführung in die Kolonialpolitik. S. 177.

を欲しなかったのである。

植民地が経済的有力にして植民地貿易が相当重要なるものにありても、本国の実力が貿易関係上最も重要なる地位を占め、而して歴史的若くは地理的事情によりて関税同化制度を布く能はざるが如き場合にありては、門戸開放政策によりて特殊的低率課税若くは自由なる輸入を為すを得るは、本国にとりて美名を賣りて実利を取るの所以である。英国の印度に於けるが如し。

門戸開放の関税制度は更に国際条約の結果たることあり。一八八五年のベルリン会議に於て（コンゴー流域の）中央アフリカに於ける航行自由、貨物通過自由、及び商業上の株金均等を決議し、輸出税は制限せざれども輸入税はその制定を禁止した。一八九〇年に至り従価一割以内の輸入税賦課を認め、一九一九年の国際条約により依然同地域の（各国）諸植民地に於ける門戸開放主義を維持すれども、輸入税に関する従価一割以内との制限を撤廃した。即ち無税輸入的門

27

710

植

戸開放より有税的門戸開放に変遷したのである。又モロッコに対して一九〇六年アルゲエシラス(Algeciras)会議及び其後の条約により門戸開放商業自由の判定が認められた。アフリカ及南洋に於て一八八〇年以後所に獲得せられし諸地域の大半に於ても、英独佛米等国係諸国家の数個の条約によりて相互的に門戸開放の判定が布かれた。門戸開放はそれ自体は云ふ迄もなく独占排他の排斥である。併乍ら如上の各陸会議若くは各陸条約に基く門戸開放は自国地域に於ける自己独占の排斥業よりも寧ろ他国地域に於ける自国の経済的利益に対する自国の参與を要求せるものである。協調の形式をとれる帝国主義的競争である。モロッコに於ける商業自由の原則に関する国際条約に於いて ゼロールは言つた。「佛国人は

今やモロッコに於けるその貿易は門戸開放政策の下に於ても發展せしめ得ることを信ずるに至つた。モロッコの實例は數年ならずして、植民地に於ける佛國商業の發達は本國關税の適用に基くものでなきことを示すに違ひない。此眞理が明らかにせられたるとき、植民的獨占の制度は過去のこととなり了るであらう。その時には、その先見を以てわが植民地貿易を經濟的自由の方向に轉せしむることに力ありたる諸外国に對する感謝の

声がフランスに於て聞かれるであらう」と。[1] ジロールがかく書き記したのは一九一三年のことであった。誰か知らんその後一年にして[illegible]モロッコに於ける門戸開放[illegible]最も力ありし独逸に対する、あらゆる罵詈誹謗敵意憎悪の声がフランスに於て聞かるゝに至らんとは。

国際聯盟規約に於ては B式委任統治の受任国は他の聯盟国の通商貿易に對し均等の機会を確保するものとせられる。併乍ら立等の地方即ち中部アフリカの旧独逸領植民地は既にその一次前より国際条約に基き門戸開放せられて居たるものである。却つて C式委任統治地域(旧独逸領西南アフリカ及びた平洋諸島)について国際聯盟規約中に門戸開放[illegible]均等条項を規定せざるは、戦前に比して商業自由の範囲が縮少せるものと言はねばならない。[2] 加ふるに一方に於ては従来門戸開放的たりし諸植民地に対する特恵税率の適用増加し、二十世紀の植民地貿易に対する本国の政策は

1) Girault, A. The Colonial Tariff Policy of France. P. 155.

2) 西南アフリカを除き他の凡ての独逸植民地は(その獲得後間もなく)条約により門戸開放が約せられて居た。

ATHENA(4) 関税自主の問題(4)

排他的傾向を顕著に示すものと見られる。[1]

植民地関税政策には同化、特恵、及び門戸開放の別あること、上述の如くである。何れの政策たるにせよ、その制定が本国の自由に属するや或は植民地の決定若くは参与する際なるやによりて、植民地に対する関税政策の影響は異なり得る。本国の利益する際必ずしも植民地の利益に応じないからである。英帝国のドミニオンは完全なる関税自主権を有するが故に、その関策に従って関税制度を定め得る。

この保護関税及び特恵税率を採用せるは、立を以て自己に最も有利なりと信ずるが故である。

佛国は植民地は一八六年自主的関税制度をよべられたがその結果は既述の如く本国の利益を害し、一八九二年の本国関税制度は植民地に対する壓迫たるものありしにより、本国に同化せられた。然るに種々的要求を異にする植民地への輸入が、本国に於ける同一の課税に服することは、植民地の資源開発上又は消費者の利益に対し甚しき壓迫苦痛たるを免れざるにより、同化制度に反對して植民地

1) Colonial Tariff Policy. 前出. P. 78-79.

印度 India Island (Smith)

の関税人格（"Tariff personality"）を主張し、植民地（に対し）はその経済的発展に最も有利なりと自ら思考する方策及課税を主張するの権を認むべく、たゞ関税自主（"Tariff autonomy"）と区別するために、右の方策は本国政府によりて許與すべきものと為すべしと論ずる者を生じた。[1]

印度の関税制度の沿革は植民地の関税自主権の問題をば典型的に展開する。印度は一八六〇年迄は（一般貿易品に対し）従価一割の輸入税が三分の輸出税を課したが、一八七五年に於ては輸入税率は五分に（低減せられ）、輸出税は米、藍、及び漆の外は悉く廃せられた。然るに一八七八年以来自由貿易の原則が適用せられ、印度総督評議会の反對に拘らず木綿輸入税は一八七九年に廃せられ、一八八二年には塩を除き一切の輸入税が廃せられた。自由貿易は当時英国にありて、「その理論的利益を知る者によりて公理として承認せられたる関税立法の原則とせられ、[2] それ故に亦印度に於ける模範として適用せられしものである。印度が東印度会社の統治より英国

1) Girault. 前出. P.141—143.

2) Narain, B. Source Book for the Study of Indian Economic Problems. P.156

31 ア14 植

政府の直轄に移されし後、第一着に要求せられしは此の自由貿易の採用であつたのである。その後一八九四年に至り印度は財政收入上の理由により大体一八七五年の関税を復活し、綿織綿布に対しては五分の輸入税を課したが、同時に同率の消費税を印度産綿製品に賦課することゝせられ、而して此の消費税は印度自身の要求に基くものではなく、「若し印度政府が財政的必要に基きて綿製品輸入税を課せざるを得ざるならば、同種の印度生産品に対し同率の消費税を課し、以て保護関税たるの性質を失はしむべし」との、英国下院の命令によれるものであつた。アダムスミスは自由貿易の原則に対する例外の一として、内国消費税を課する貨財の輸入に対しては、同率の輸入税の賦課を認めし、以て両者を自由競争の基礎の上に置くことを認めたが、[2] 印度の場合は逆に、輸入税を課せらるゝ外国商品に自由競争の利益をよふるが為め、内国消費税を賦課すべしとの要求であつたのである。この「英国

1) Narain. 前出. PP. 156–157. 169.
2) Smith, A. Wealth of Nations. Vol. I. P. 429.

下院の命令」がランカシヤの軍（Lancashire）の運動によりて出でたるは察するに難くない。一八七五年の自由貿易採用が既に「ボムベイとマンチエスターとの平等待遇」を理由とせるものであつた。[1] 一八九五年英国議会に於てランカシヤ選出議員が、印度の綿製品関税採用を攻撃せる時、彼等は「この新制度の結果ランカシヤの工場に於て七千人の失業者を生じた。印度大臣（事務）は彼が英国の大臣であることを記憶せられよ」と主張した。[2] 彼等は運動の結果税率前述のごとく税率が五分より三分五厘に減せられしは彼等の運動の結果であつた。而して一九〇三年には彼等は更に三分五厘の課税撤廃を主張したが議会を通過しなかつた。然るに一九一六年に至り戦時財政上の必要に基き綿製品を除き一般輸入税率は五分より七分五厘に引上げられ、茶及麻に対する輸出税が新設せられたが、その翌年（一九一七年）印度は戦費に対し一億磅の貢呉を為すべく、その財源の一として印度政府は綿製品輸入税を三

1) Narain. 前出. P.167.
2) Tsiang, T.F. Labor and Empire. P.36.

又17

分五厘より七分五厘に引上げ、但し綿糸布内消費税は据置（三分五厘）とした。印度事務大臣チェムバレン（Austen Chamberlain）が之の法案を議会に提案せる際、一億磅の負担については討論の余地なかりしに対し、関税改正に関してはランカシャ地方選出の自由党及労働党議員の反対あり、スノーデン（Philip Snowden）はランカシャの利益を擁護するは同時に貧窮に沈淪せる印度民衆の利益を増進することになると論じ、ツーテイル（Robert Tootill）はランカシャの労働者は印度関税引上を阻止する為めあらゆる手段に出づべしと威嚇した。[1] けれども右の法案は通過し、其後輸入税は一九二一年に一割一分、一九二二年に一割五分に引上げられ、又一九二五年に綿製品消費税は廃止せられた。

右の如く印度の関税制度は自由貿易より保護関税に変遷したが、従来より決定は本国議会及び政府に属し、自由党及び労働党は自由貿易を主張し、之に反し保守党内閣の下に於ては関税増徴が是認せられた。印度が自主権を（以上に関し

1) Tsing、前出、P.48–49.

有せざりしことは同一である。併乍ら印度政府の要求は既にカーゾン卿（Lord Curzon）の総督たりしときの本国政府宛公文（一九〇三年）にあらはる。即ち（対本国）特恵関税の採用によりて印度は却つて失ふ所多きを論じ、その理由として（財政）収入の減少、外国の報復、殊に印度がその政策を自己の必要に基きてにあらず、帝国の他の部分の利益及要求に適応せしむるの不可を主張したのであつた。[1] 世界大戦は印度の関税自主権に関しても決定的進歩の株運を来らしめた。印度統治法案に関する英国議会の聯合委員会の報告（一九一九年）中に、印度の（関税自主権）政策決定に関しては本国に対して考へるべし印度の自主権を尊重すべきことを建議し、一九二一年六月三十日附印度事務大臣の印度総督に対する通牒に於て右の原則を承認した。[2] 而して印度財政委員会（Indian Fiscal Commission, 1921-22）は保護関税政策を決定し、且つ（印度関税判定は）従来英国製造業者の要求に従ひて決定せられたる（に対し）印度自体の利益を第一考慮と

1) Narain. 前出. P.174.

2) Pillai. 前出. P.319.

植民地に対する関税自主権の重要

ATHENA(4)

為すべきの原則を確立し、帝国内特恵関税を採用する場合は先づ印度議会の承認を経べきものと定めた。[3] かくてやくやく印度は関税自主権を得たのであつた。ピライは印度経済の発達状態は未だ保護関税の採用の熟せずと論ず、併乍ら関税自主権の採用は之を必要なりとなすのである。[4]

アダムスミスは理論と実際の両方面より自由貿易の国民的利益を高調した。彼が輸入制限の不合理を論じたる国富論第四巻第二章は特に興味深き真理の叙述に富む。併乍ら彼が愛蘭よりの牛の輸入（自由）に関してかつ英蘭の利益を害せざることを説きたるに續きて、「愛蘭の平民等は時に暴力を以てその牛の輸出に反対したといけれる。併乍ら輸出業者が此の輸出の継続に大なる利益を見る（以上）、法律が輸出業者に左袒する時に於ては、容易くこの暴民的反対を抑壓し得たであらう」と言へるに、[5] 私の注意は向けられる。何故に愛蘭の平民等は暴力を以てその牛の輸出に反対したかを究め、

3) Narain. 前出. PP. 186. 191—194.

~~4) Pillai. 前出. P. 324—328.~~

5) Smith, A. Wealth of Nations. Vol I. P. 425.

なければならない。そは彼が自由貿易の性質学的智慧に対して無智なりしが故であるか。スミスはその有名なる穀物貿易論に於て穀物の輸出入制限を攻撃したが、併乍ら「瑞西の州、若くは伊太利の小国の或るものの如き小国に於ては穀物輸出の制限をなすを必要とする場合あるべきを認めた。蓋し穀物不足する大国に隣接する小国は、~~その穀物~~輸出を自由に放任する~~ならしむる~~限りその穀物は大国に吸収せられて、自ら穀物不足に悩むさるを得ざる虞れがあるから。[1] 自由貿易理論よりいへばこの小国が「たとひその~~と雖も~~穀物を売りつくしても、他の貨財のより豊富なる供給を受け、結局自由貿易によりてその国富は増進すべき筈である。併乍ら貨幣價値に於ては穀物も金銀も貨財の種類に区別はないが、使用價値の富の内容に対しては貨財の使用價値が特に重大なる実質的意義あるを認めねばならない。愛蘭の平民が牛の自由輸出に反抗し、又は小国の穀物の自由輸出制限を認むるめきは、~~私~~な貨財の使用價値が特にその

1) Smith. 前出. Vol II. P.41.

275

720

植

ATHENA(4)

国民経済上重要なるが為めてなければならない。植民地貿易の研究に関して此注意は最も必要である。本来植民地貿易が自由であり、又は特恵をよへらるゝ場合には、資本主義経済の下に於ては商品は価格高き市場を求めて流轉する以上、植民地の食料品原料品は自然に本国に流入するであらう。之れ実に本国経済の要求する所であるが、併乍ら凡ての場合に於て植民地の利益に適するといふを得ない。[1]

植民地関税政策は自由貿易、保護関税、特恵関税等いづれを可とするやは、国情により時代により、普遍的原則を立つるを得ない。何れの政策をとるにせよ、植民地自身の経済的利益を擁護する為めには、その関税政策の自主的決定を要求するは当然である。

三

本国と植民地との主なる産業の相違は貿易による両者の連結を特に有利ならしめる。重高主義時代の植民地産業政策がその原始産業を奨励し製造工業を抑壓せるは、此の

本国産業と植民地産業との連結関係

1) 拙稿、乾鮮産米増進計画に就て（農業経済研究、第二巻第一号）参照。~~朝鮮米の内地移入の乾鮮経済に対する影響を論じた。（私は此論文に於て、）~~

経済的連続の利益を人為的に増加せしめんとせしむるに外ならない。十九世紀の自由主義も、近世の帝国主義も、本国植民地間の経済的連続を目的とせる産業政策に至りては異りたる原則に立つものであり。重商主義は植民地の経済的産業の競争を排する、而故に其の工業発達を抑圧し、自由主義はもはや之を排する、の必要なき而故に植民地経済の自然的発達、即ち植民地の最も有利なる生産条件を有する産業の発達を自由ならしめんとし主張し、植民地の立たる産業は本国産業の(とは植民地の全力を本国産業の発達に集注せしむべしといふに外ならない)、而して帝国主義は植民地の経済的競争を排れず又その産業の発達を自然に放任せず、努力してその本国産業を発達せしめ以て有力なる帝国的経済連続を実現せんとするものである。「一八七〇年以後、鉄道によりて創造せられし新なる商業革命と共に、帝国内分業の益々発達せんとする新時代を来らしめたのである。加奈陀は小麦、濠洲は羊毛、印度は茶

と麻布、英国は全帝国機械類の大部分を、全帝国のために生産しつゝある。此のより大なる経済単位の創設は過去三十年に於ける経済的発達の最も興味ある事項の一であるしと、ノールスは言つた。[1] 大いに英本国と植民地の間に止まらず、植民地相互間の経済的連結も亦その重要さを増した。二九〇〇年以後濠洲の小麦輸出が増加するや、印度産麻袋の需要が濠洲に起つた。……ゴールドコストのココア生産、ナイヂエリア、シエラレオネ、及びガムビアの椰子実及落花生輸出は、之が容袋の需要を増加した。かくして印度と濠洲、印度と西アフリカとは商業的に連結せられた。[2]

本国が植民地より期待する生産物、従つて植民地に於て奨勵する産業の第一は、工業原料品である。デルンブルヒがアフリカの独逸植民地に於ける棉作奨勵を主張したるは、独逸の紡績業をば原綿の独占的供給者たる米国の支配より多少なりとも独立せしめんが為め

植民地特産品生産の奨勵

工業原料品

1) Knowles. The Economic Development of the British Overseas Empire. P.28.

2) Knowles. 同上. P.35.

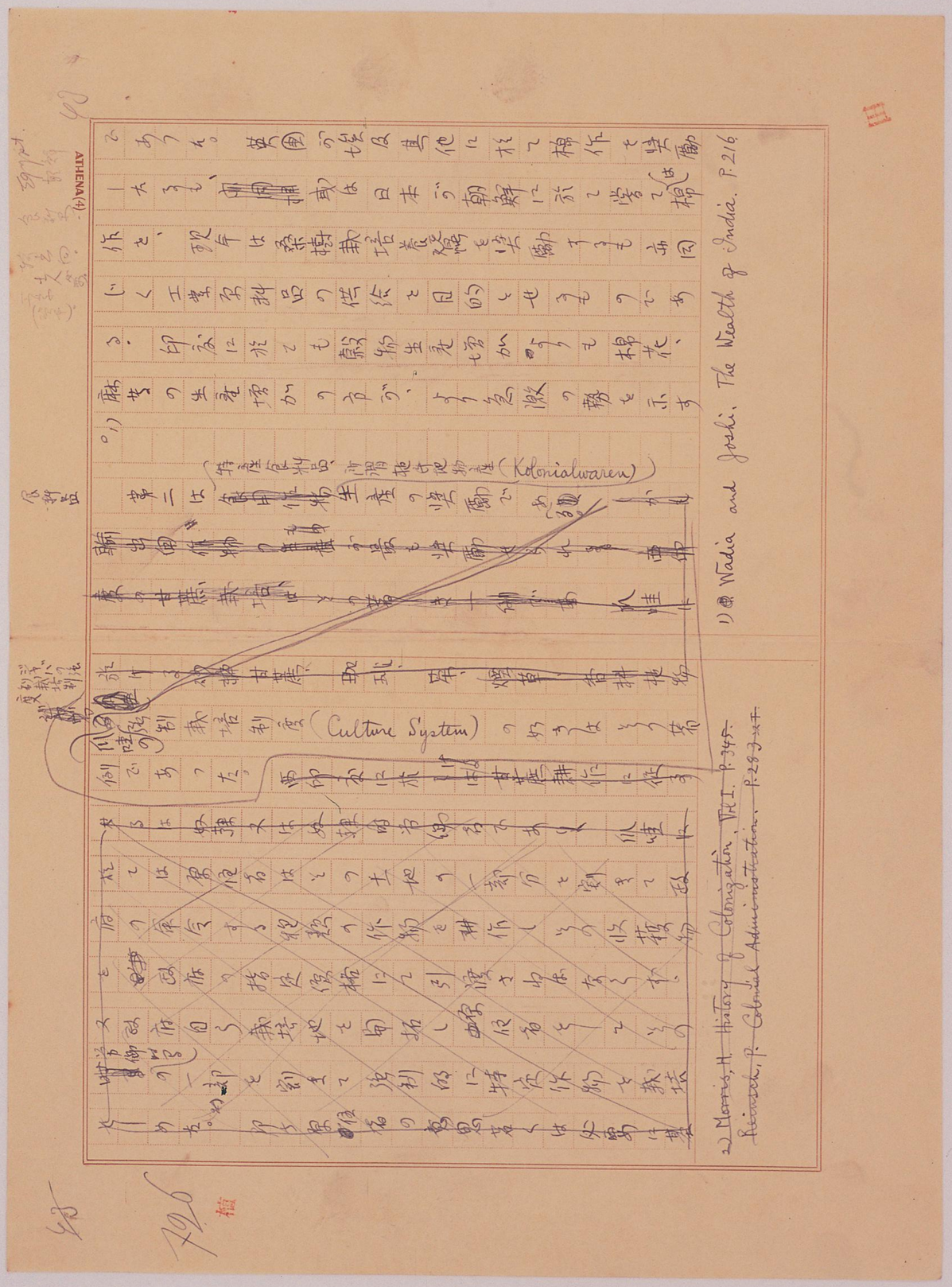

43

ATHENA(4)

であつた。英国が埃及其他に於て棉作を奨勵したるも、或は日本が朝鮮に於て嘗て棉作を、現今は桑樹栽培養蠶を奨勵するも亦同じく工業原料品の供給を目的とせるものである。印度に於ても穀物生産増加よりも棉花、麻等の生産増加の方が、より急激の勢を示す。[1]

第二は特産食料品、所謂植民地物産(Kolonialwaren)の奨勵である。

輸出用作物の生産が最も奨勵せられ、西印度の甘蔗栽培はその著しき一例である。爪哇に於ける砂糖甘蔗、珈琲、菜、煙草、香料植物の強制栽培制度(Culture System)の如きはその著例であつた。西印度に於ては甘蔗耕作に従ふ者は奴隷又は奴隷的労働者であり、爪哇に於ては原住者はその土地の一部分を割きて政府の命令する種類の作物を耕作しその収穫物を政府の指定価格にて引渡さねばならず、又政府自ら栽培地を開拓し原住者をしてその労働の一部を割きて強制的に特定作物を栽培せしめた。印度原住者の意思若くは必要に基

1) Wadia and Joshi. The Wealth of India. P.216

2) Morris, H. History of Colonization. Vol I. P.345.
Reinsch, P. Colonial Administration. P.283 以下

比制度は一八三〇年蘭領東印度総督に任命せられしヴァン・デン・ボッシュ（General Van den Bosch）の事業であって、欧羅巴人たる請負企業家を通じてなすものと、直接に土人然らざるものとの二種があった。前者は甘蔗、藍、洋紅、茶、及び煙草に関し、政府は各村落につき栽培適地を選み、原住農民をして全体の土地の五分の一に対し政府指定の種類の作物を強制的に栽培せしめ、指定價格を以て請負企業家に引渡さしむ。政府は企業家に対し工場建設費及び経営費の無利子貸付をなし、その生産品は指定價格を以て政府に引渡さしむ。政府は一特許会社（"Handels Maatschappy"）をして独占的にその運送（欧洲市場に対する）及び販賣をつかさどらしめた。次に請負企業家の介在せざる制度の下に強制栽培せしめられたるは珈琲、肉桂、楊椒等であって、例へば珈琲については山間地方の村落は（家長一人）当り六百本の珈琲樹を四年間に栽培し、その生産物は指定價格を以て政府に引渡さるべきものとせられた。徐来米作（土人の家用たる）

724
植

42
ア25
植

ATHENA(4)

~~とする爪哇は~~ 此利益の為めに作物の種類増加
爪哇の生産及び貿易は激増し、政府に対する莫大
の収入をもたらした。政府の保護をうくる
~~企業家が利益せるは勿論、土人も亦利益せし~~ 政罷已人
めらるゝの趣旨であつたといふ。[1] 併乍ら作物
種類の強制、栽培数量の強制、及び價格の指
定は制度としては搾取の完全なる一体系を為
す。「之は和蘭にとりては莫大なる利益の時期
であつたが、植民地の実質的発達にとりては
停滞の時期であつた。かくの如き収入は植民
地の実際的必要が無視せらるゝ政治の下に於
てのみ可能であつた」。[2] ~~十八十三年以来土人数~~
~~[illegible]して、為め~~ 「到る處に不満漲り、時に
騒擾の爆発せるも亦不可思議ではない。……土
人は家畜よりもひどく取扱はれた」。[3]

1) Money, J. W. B. Java. 1861. Vol I. P. 105.

2) Morris, H. C. History of Colonization. Vol I. P. 348.

3) Zimmermann, A. Die Europäischen Kolonien. Bd. V. S. 217.

44

ATHENA(4)

台湾の糖業奬勵

かず、植民者若くは植民国の欲する種類の作物を見ず特に奬勵されたのである。

台湾糖業奬勵も亦植民地産業政策の顕著なる事柄の一例である。（台湾糖業の振興によりて外国糖を駆逐し且つ台湾財政上の収入を増加するは台湾当局者の風に着眼せる所であったかい）

排地六三郎氏の左の叙述は簡明にその由来を語る知らしめる。「今や幸にも砂糖の生産に適順せる台湾を獲たり。然らば則ち此の台湾古来の産業を振興して母国の缺点を充たし外国糖を駆逐して母国の経済に資益するは日本の台湾領有を有効ならしむる所以なるのみならず、糖業の発達は砂糖消費税の増収となり、以て台湾財政を裨益する勘少ならざるなり。是れ蓋し台湾当局者の風に着眼したりし所にして（宛治）二十九年業に既に蔗種改良の必要を認めて布哇産種苗を輸入し試植する所あり、尋ねども尚未だ大に施行する所あらざりき。（覓玉総督に至りて大に砂糖政策の確立せざるべからざるを認め、（宛治）三十三年内地資本家を勧誘して台湾製糖株式会社を設立せしめ之に一万二千円の補助金を交付せり。之を台湾に於ける糖業補助の嚆矢と

44

727

植

1) 井上哲次郎・白鳥庫吉共著、1.186-187

726

ATHENA(4)

~~本次擬の企業者常に詳細かに論述~~
~~本案~~其意見は直ちに採用せられ三十五年
月臨時台湾糖務局官制並に台湾糖業奨励規則
の発布を見るに至れり。1) 乃ちこれに基いて砂
糖農業者及び砂糖工業の改良が企てられ、総督
府は奨励金補助金の交附、官有地の無償貸付
等の方法によりて之を保護奨励した。~~即ち~~然るに
その後在来の旧式糖廍による小規模の製糖工業に対
し、大中企業の新式工場若くは改良糖廍の(徐々く)発
達し来るや、之を保護する必要上明治三十八
年六月製糖場取締規則を発布して原料採取区
域制を定めた。即ち之等新式工場に附属し
その原料たる甘蔗供給を独占せしむべき地域
を指定し、その区域内に於ては~~農民は~~
~~糖廍に~~農民を勧誘奨導して甘蔗耕作に
従事せしむると共に、在来糖廍を設立し又は
甘蔗の買入をすることを得ざらしめた。更に
採取区域の制度は製糖業者の利益を擴大せ
~~しめたが、時勢の進歩に伴い製糖業者~~
此地方官憲の駆使に従い農民は当初の干渉に甘ん

1) 持地六三郎、台湾殖民政策 P.186−187.

~~2) 持地、同上、P.212~~

47

730

かくの如き保護奨励の結果台湾糖業は左表の如く発展した。

年期（前年十一月—其年十月）	甘蔗作付甲数	甘蔗収穫高	粗糖製造高
明治三十五年期	二六、一六七甲	三四二、三四三、九四〇斤	九〇、八七〇、四四九斤
大正十二年期	一二六、六二〇	六、六六三、八六五、八四三	五九二、二四一、〇〇一

かくの如き数字は台湾経済力の発達を意味するものであるが、それは必ずしも台湾農民の経済的発達を示さない。原料採取区域内の農民は往々地方官吏の駆使警察官の干渉の下に甘蔗の耕作を強制せられた。しかも製糖会社尚原料たる甘蔗の供給を確実ならしめんが為め、

ATHENA(4)

かかる…のみならず、少くとも現在に於て甘蔗耕作に従事して何等の利上に於ける権利の保障すらも無く、将来糖業者の品種切に甚だ其の不安を感ぜしむるを得ざる結論なるべし。故に製糖場の理想とするは甚だ原料を供給するに足るべき栽培地を自ら所有し、自ら甘蔗を耕作するに在り。此の目的の為「大製糖会社が廣大なる自己の栽培地を設定するの計画が数々行はれたりし所以も、專ら之を欲せざる個々の農民を強迫して其の生

731

植

計の唯一の基礎とせる田園を購買奪取し、従来の自作農村を破壊して人為的に無産の奴隷的階級を作らんとするが如きは、台湾近代業の前途に於て最も慎重の考究を要する事に属す」と、持地氏は論じた。1) 台湾糖業の発達のものは固より可であるが、製糖会社の営利の偏重は甚だ不可なり、当局は努めて之を別に研究すすべき要点あるがゆかく政府の糖業保護奨励政策は之をまた、台湾糖業は大資本の好い資本家の地盤に…まま進行す利が地元農民の搾取に基礎する半面を看過してはならない。

1) 持地六三郎、前出、P. 212.

朝鮮

年期（前年十一月～其年十月）	甘蔗作付甲数	甘蔗收穫高	製糖高
明治三十五年期	二六、一六七甲	三四二、三四三、九四〇斤	九〇、八七〇、四四九斤
大正十二年期	一一六、六二〇	六六三、八六三、八四三	五九二、三四一、〇〇一

台湾糖業奨勵の比を朝鮮におむれば産米増
進計画であらう。朝鮮は由来農業国にしてそ
の人口の八割は農民であるが、土地の改良
られ農耕の方法も粗放的であった。併乍ら朝
鮮に於て産業を興すべしとせば先づ農業を措
いて更に有望なるものはない。而して「内地に
於ける食糧の需給は近来著しく均衡を失ひた
ると以て帝国の版圖を一團として其の均衡を
圖るは国民生活上の重大問題に属するのみな
らず、米の生産額の増減は朝鮮民衆の經済的
消長に影響する所大なるを以て、各種改良の施
設に俟ちて産米の増加を図ると共に麦其他の
雑穀及補食作物の耕作を奨勵して[1]、米の生産
殊にその輸出向生産を増加せしむると以て朝
鮮総督府の主要なる産業政策となす。此の目
的に對する主なる計画は即ち産米増進計画で
ある。即ち大正九年以降十五ヶ年を期し朝鮮

1) 朝鮮総督府 施政年報、大正十二年度、P.201.

内に於て灌漑改善を為しうべき畓(タウ)(水田)、畓に変換しうべき田(デン)(畑)、畓に開墾干拓し得べき草生地干潟地等三者合計面積八十万町歩の内、先づその約二分の一の土地改良を行ひ、且つ耕種法の改良奨励の施設を併せ行ひ、以て約九百万石の産米増加を得ん、而して約四百万石の輸移出力を増加せんとするものであつた。

此の計画に基きて大正九年十二月土地改良事業補助規則を発布して補助金交付の範囲及び程度を擴大し、事業の指導奨励及び監督に

733

従事する吏員を設置し、又耕地擴張改良の基本調査に着手した。然るに資金手薄の為め事業の進行遅々とし、且つ一方内地食糧問題の急を喧伝せらるゝあり、総督府は大正十四年計画促進の趣旨によりて産米増殖計画を建て直し、政府より一億一千九百万円の低利資金の融通を受け、且つ東洋拓殖株式会社及朝鮮殖産銀行をして社債を募集せしめて、事業の進行を計るの計画を立てた。

産米増殖(政策)の目的は内地食糧の供給及び朝鮮経済に基く保護はいふ迄もなく米

植民地における工業の発達

の振興にありと標榜せらる。第二の点については朝鮮農民の経済を救済するよりも、寧ろ地主、土木業者、金融業者、及び貿易商の利益に帰する怖れがある。1) 而して第一の点については本国に対する食料品供給者としての植民地の效果を発揮せしむる所以である。2)

以上の数例に見る如く、植民地に於て特に奨励せらるゝ産業は通常本国の食料品にして、之により本国植民地の縦のクラスト的産業連結の利益を収める。関税政策と相待って大経済地域支配の地位を鞏固にする所以で

1) 拙稿、朝鮮産米増殖計画に就て、(農業経済研究第一巻第一号)

2) 朝鮮に於ける米生産及輸移出。(輸移出の殆んど全部は内地への移出)

	朝鮮米収穫高	産米年度輸移出高	収穫高に対する輸移出高の歩合
明治43	10.405 千石	?	? %
大正 7	15.294	2.960 千石	19.4
8	12.708	1.862	14.7
9	14.882	3.263	22.0
10	14.324	3.395	23.7
11	15.014	3.662	24.4
12	15.174	4.753	31.3

ある。しかも植民地経済本国資本主義経済が金融資本の優勢的時代に入り、植民地経済亦漸く資本主義的発達の時期に達するに及び、植民地に於ける製造工業の発展を抑壓するを得ず、又その必要もなきに至る。[1] むしろ自然的条件の許す限りは本国資本家は之の資本を植民地に輸出し、低廉なる原住者の労働を使用して工業的生産に従事するを以て、平均利潤率の低下を抑止する為めに絶対必要事と看做すに至るであらう。本国植民地を包容する関税障壁の保護の下に企業の集中独占、基礎の擴張を要求するに至るであらう。かくて本国と同種の工業も計しても横のツラスト的関係に於て植民地に発達せしめられる。ヒルファーディングは此の理を次の如く述べた。「経済地域の狭小に基く生産力拘束に対しては自由貿易への推移によらず、自己の経済地域の擴張及び資本輸出の強行によって之に當らんとすると。[2]

四 二行分

1) 英領印度の産業政策は東印度会社時代にはその利害関係を有する特殊産業のみを奨励し、直轄となりその後は自由放任政策となりその結果印度在来の繊維工業は産業革命後の英国の競争に壓倒せられて印度は農業国と為った。始めて印度に於ける工業奨励の国策を樹立したるは世界大戰争の影響による軍需品工業其他工業的生産に対する刺戟に基くもので、1915年のことであり、翌年工業委員会(Industrial Commission)が設置せられた。(Pillai. 前出. PP. 306. 312. Wadia and Joshi 前出. P. 401)。

2) Hilferding, R. Das Finanzkapital. S. 420-421.

僕銀労働を使用して特産物の商品生産に従事することの概念は、印度に於ける東印度会社が一八三三年欧洲人の居住営業を解禁するに至るまでは、東洋に知られなかつたという。1) 斯くの如き自然強制的環境に対する資本主義の侵入は、植民地に於ける農業工業の分化、幼稚農業の改革及手工業の衰退と大企業の勃興とを惹き起す。植民地の特産作物栽培農業（Plantation System）が資本主義的経営を輸入するに至ったことは常に述べた。一般に救衛生及び品種肥料等の改良が加へられる。商業に関しても市場組織は交通機関系統の変化定期商取引形式の発達等によりて大なる影響を受け、その或るものは衰亡に陥るを免れない。朝鮮に於ても此の例を見る。且つ大正三年市場規則を制定し市場新設は面後公共団体に限るものとし、個人市場は十ケ年を限り存続を許すものとして、之が取締を講じたる結果市場取引の減少をきたした。商店経営に関しても近世式計算組織に基くものと、一二の帳簿

1) Knowles, 前出, P. 215.

職工が次第に優勢となるに至つた。

的投資に止まり、機械的設備の拡張は過度の

設備を加へたる改良機械の用ひらるゝは

職業の特殊動にとりて旧式機械に多少の機械的

なる改良を加へたる改良機械の用ひらるゝは

的設備に止まり、機械的設備の拡張は

職工が次第に優勢となるに至つた。

年期（西暦十干十二支）	新式機械		改良機械		旧式機械	
	設備	能力	設備	能力	設備	能力
明治三十四年	二〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
明治四十三年	一六〇〇	九〇〇〇	六〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	二〇〇〇
大正元年	九〇〇	三〇〇〇	四〇〇	四〇〇〇	三〇〇〇	二〇〇〇
大正二年	一〇〇〇	三〇〇〇	四〇〇	四〇〇〇	三〇〇〇	二〇〇〇
大正三年	一〇〇〇	三〇〇〇	四〇〇	四〇〇〇	三〇〇〇	二〇〇〇
大正四年	一〇〇〇	三〇〇〇	四〇〇	四〇〇〇	三〇〇〇	二〇〇〇
大正五年	一〇〇〇	三〇〇〇	四〇〇	四〇〇〇	三〇〇〇	二〇〇〇

（出典）足助尊信、日清戦後の産業界、P.284.

~~の事業は機械に代り、職工は次第に熟練を要する機械の使用者となつた。~~

~~明治四十四年から大正五年に至る間の機械の使用は~~

~~手工業的生産から機械的生産に移り、職工の地位は~~

~~職工の熟練を要する機械の使用者となつた。~~

~~職工の地位は~~

ATHENA (4)

738
植

ATHENA(4)

新行

商業に関しても定期市場は交通系統の変化及び商取引形式の発達によりて大なる影響を受け、その或るものは衰亡に陥る。（を免れない）乾鮮に於て大正三年市場規則を判定して之を取締りたる結果、市場取引の減少を来たした。

企業の新形態として会社が漸次拡張地に普及するに至る。併乍ら不健全なる投株的企業のために原住者が不測の損害を被ることは有り勝ちのことである。乾鮮にては特に併合に際し臨時恩賜金を受けたる乾鮮貴族の投株的投資を防ぐ目的を以て、2) 会社企業（の設立）に対しては許可主義をとり政府の特別なる監督に服せしめた（昭治四十四年一月乾鮮会社令）。

2) Bank of Chosen. Economic History of Chosen. P.162.

植民地に於ける企業の文配

植民地に於ける資本主義的企業は概ね本国人の設立及文配の下にある。蓋し原位者は必要なる資本若くは經営の知識技能に習熟せざるが故である。印度に於ても近代的工業は英国人により創始せられ、印度人は単に労働を提供せるのみであつて、[3] 資本は概ね本国資本家の手にある。[4] 朝鮮に於ても会社統計に於ても、工場統計に於ても、その大部分が内地人の文配に属するを知る。大正十一年末

3) Pillai. 前出. P.185-186.
4) Wadia and Joshi. 前出. P.391.

ATHENA(4)

ゆゑ、特に併合に際し臨時思賜金を受けたる朝鮮貴族の投機的投資を防ぐ目的を以て、[2] 会社企業に対しては設立許可主義をとり政府の特別なる保護監督に服せしめたに然るに朝鮮に於ける資本主義的発達の要求は、かくのめき制限を世界有害たらしむるに至り、大正九年四月一日[を以て会社令は]廃止せた。会社企業の中にても政府と特別の関係に立つ特許会社が植民地産業の資本主義的經営の開拓者たらしめらるゝことを多きに亦、植民地經済の一特徴であ

2) Bank of Chosen. Economic History of Chosen. P.162.

	社数	資本金	資本金
設立内地人	五九八	二〇七、三六五円	二〇八四八円
設立朝鮮人	一〇七	五七〇六四円	三六九三七
設立内地人朝鮮人合同	五一	一五九八七円	二二七八
設立外国人	二	二五〇	二五〇
設立内地人外国人合同	一	二〇〇〇	二〇〇〇
計	七五九	四九五五四円	二二八四九

朝鮮に本店を有する会社（大正十年末）

	内地人	朝鮮人	支那人	外国人	計
工場数	二六三	四三二	三三	六	二〇〇九
資本金	二六四五四〇円	二〇七〇	四一	四二一二	二六四五六二一
従業者	八六四三二	八〇四一	八一四	八九一二	八六九四四
総生産額	四四六二二	二六〇二	四〇二	一六三二	四四九二二一

朝鮮人には個人経営、共同経営、株式会社、合資会社、合名会社、個人商店、外国人は個人経営、株式会社、合資会社、合名会社、個人商店、支那人は個人経営、株式会社、合資会社、合名会社、個人商店の数倍にのぼつてゐる。

朝鮮に本店を有する会社（大正十年末）

	設立内地人	設立朝鮮人	設立内地人朝鮮人合同	設立外国人	設立内地人外国人合同	計
社数	五九八	一〇七	五一	二	一	七五九
資本金	二六四五四〇円	五七〇六四円	一五九八七円	二五〇	二〇〇〇	四九五五四円
払込資本金	二六四五四〇円	三六九三七	二二七八	二五〇	二〇〇〇	二二八四九

朝鮮人には個人経営、共同経営、株式会社、合資会社、合名会社、個人商店、外国人は個人経営、株式会社、合資会社、合名会社、個人商店、支那人は個人経営、株式会社、合資会社、合名会社、個人商店の数倍にのぼつてゐる。

朝鮮に本店を有する会社の数倍にのぼつてゐる。

拓殖地企業の独占

字下ゲ

3

58

741

與へられた。尚公権の特許を有せざる普通
会社もその政府に対する密接なる関係に基き
拓殖地企業（については特殊会社）の独占的地位を認められたる例がある
。その最も著しき例をコンゴー自由国につい
て見た。一八八五年自由国建設と共に無主地
の国有を宣言し一八九二年全国を三部に分
ち北部は国家の直営として土人を強制して林
産物等の採取運搬に当らしめ、南東部は
企業をカタンガ(Katanga)会社に特許独
占せしめ政府はその利益の三分二を収め、而
して南西部は一般私人の企業に開放し大分事
実上は高率の課税苛酷の条件を附して政府と
特別の関係に立つ特許会社のみ存続し得るの
状態にあって、一九〇一年之等特許会社のト
ラストたるカサイ(Kasai)会社を設立して林産
物の採取輸出を独占せしめ政府はその利益の
半を収めた。特殊会社に独占的地位を特許す
植民地領有及び企業の独占は原住者に於
て最も損害の大なるのみならず、本国の消費者
及び一般企業家の利益を害するが故に、對植

るは植民地開発の初期に限るべく、既に準備時代の過渡期にありては一般資本の自由流入を認むべきである。而して企業の経営は植民者にも原住者にも等しく開放せられ、何等の行政手段による差別的取扱を設ける場合にありても、大企業家の地位が殆んど植民者に帰し、原住者は従来独立の生産者たりしものも資本家的大企業の競争の為め、労働階級の地位に立たしめらるは、植民地産業革命の常則である。

五　二行分

植民地産業革命と原住者の地位

植民はより大なる原住者社会の経済的諸関係に根本的変化を生ずるは本章既述及び前三章に述べたる所によりて知られる。一言にしていへば産業革命的特徴を有するものであり、且つ外来の征服者によりて課せられたる産業革命である。産業革命が旧来の経済的秩序に対しては破壊的であり、それに利益を有する者の経済的地位に対しては圧迫的であり如

植民地経済の資本主義的革命は資本家階級たる植民者の利益の要求せる所にして、旧来の原住者経済秩序に対しては分解的破壊的たるを免れない。されば植民地に於ける産業発達による生産の増加は、直ちに原住者経済の発展と生活程度の向上と判断することは出来ない。植民者及原住者の経済的地位、両者の間に於ける富の分配の状態を究めずして、植民地の発展（生産及貿易の発展）は即ち原住者の経済的福利の増進なりと論ずることは出来ない。

原住者の無産者化

植民地の原住者は植民によりて始めて貧窮

743

に陥りたるにあらず、その多くは植民の行はるゝ以前より生活程度低く、住貧困に苦しめる状態のものが多くあつた。例へば印度農民の貧窮は英國植民以前よりの事実であつて、モグル(Moghul)王朝時代の専制政治による苛税誅求は農民をして富の蓄積に冷淡ならしめ、その労働をば漸く最下限の生活程度を維持し得る程度に止め、事実上貧困であり若くは少くとも貧困の外観を装はしめた。土地に対する権利の不確実、数次の戦乱等いづれも亦印度農民の貧困生活を貧窮たらしめる原因であつた。1) 朝鮮農民の貧窮はして多くは「手より口へ」の生活を営み、「始政當初に於ける一般農民の經濟狀態は極めて貧弱にして秋收期小作料を納め且つ多少の米豆を放賣して舊債を償ふに於ては殘餘幾許もなく早春既に食盡き或は地主に高利の食糧を借り或は山野に草根木皮を漁り辛ふじて露命を繋ぐの狀態に在り。爲に春季農繁時期に入るも食糧不足の爲完全に勞役に服する能はざる者所在甚だ多」き状況であつた2)。その住家は一様に貧しく、その生活程度は一般に低く、金有れば惰り金盡きて漸く働くの習慣あることは朝鮮を旅行するものの均しく認むる所である。かくの如きも亦前王朝時代の専制的搾取政治や、親戚互に扶助する大家族的社会

1) Pillai、前出、P.4−12.
2) 朝鮮総督府、朝鮮の農業、P.19.

58

66

1945

利家が富の蓄積を妨げたるの結果であらう。それ故に植民以前の原住者の強情状態を以て理想化し、植民により始めて彼等が破壊せられ貧困化せられたるものと見るは誤謬であらう。併乍ら植民により産業革命の結果富が増進することは大要条件に認むるを得ない。産業革命の通例として[illegible]経済的弱者は疲弊的自由を獲得すると[illegible]失業者化せられる。原住者は新たに無産者化せられ、即ち独立の経済生活の基礎を失ひ、植民者の企業家に対し従属的地位に立つ。彼等は又新たに発達せる貨幣経済に引き入れられ、たとひその貨幣収入は増加すると更に増加せる欲望の刺戟及び公課の負担の要求を償ふて餘り有るを得ないであらう。又彼等の所得の貨幣価値は増加しても物価騰貴のためその実質価値は却って減少せる場合もあるであらう。かくて植民地産業の発達に拘らず、原住者の生活程度は実質的に向上せず、却ってその無産者化の故にその経済的運命の将来に対し社会的不安その社会的強迫的殆ど絶望的なる社会的不安を抱く。

原住者の利益擁護

59

ATHENA(4)

植民は資本、技術、経営等の輸入によりて資本主義的生産方法の利益を植民地にもたらすことは之を認めなければならない。（併し乍ら資本家的搾取に対して原住者は最も弱者たるの事情を忘れてはならない。故に苟くも原住者の利益に着眼する以上植民地経済政策は左の諸点を考慮すべきである。

~~業家による様々的生産方法が富の進歩を促し発達に貢献する所大なると認むると同相である。併乍ら之に対して保護せらるべき社会的階級の存在を知るべきである。即ち企業家及び労働者としての原住者である。~~

~~先づ資本主義的産業の勃興は急激であつてはならない。植民地産業革命は外来的強制的~~

~~従来より自然に発生したものであるべきである。~~

自作農手工業の保護

先づ原住者の自作農若くは手工業者に対する保護である。蓋し（原住者の社会状態は）自由放任政策の下に於ける自作農や手工業者の破滅である（何故に資本主義制に伴ふ）自由放任政策の下に於いて、それらの破滅は（一般的）原住者社会組織の破壊を意味するであらうから。植民地産業の資本主義化は避くることが出来ず、ガンヂー等の手工業的国産（綿布）使用の運動（＝Swadeshi）が（経済的に到底）成功困難なるものとしても、原住者の利益のためには産業

685

X46

校

ATHENA(4)

民度・学童

革命の破壊的作用を最小限度に止めねばならない。

第二に桂民地に於ける近代的生産の奨勵は急激であつてはならない。桂民地社業革命は外部的強制関係に基くに於て特に然りである。蓋し生産関係の変更はその社会自体の生産力の発展の懐胎すべきであつて、桂民地に於ける資本主義経済の発達は原住者社会の内在的要求に基かず、従つて民度に適合せず、従つて破壊的作用の結果に若しい。例へば肥料の使用は生産増加の為めに有償値なるはいふ迄もない。併乍ら世界大戦当時財界好況の前後に乾鮮に於ては豆粕肥料の普及が特に勵せられ、東洋拓殖株式会社は独占的に肥料の配給を取扱ひ一度に百万円の豆粕を買込んだが、同会社の小作人のぬきは「肥料を買はない小作人からは小作地を取上げる」といふ威喝によつて二枚三枚と割宛押賣せられた。「小作地を取上げられては一大事だから小作人等は嫌々で引取つたのだが、それを水田に入れる代りに牛や豚に喰はせたのも

747

ATHENA(4)

企業支配権の獲得

あるが、~~[illegible]~~ 悧口な奴は味噌醤油にして自分達の腹に入れてしまつたのもある。折角水田に入れたは入れたが餘り肥料が利き過ぎたため稲を枯死せしめたのもあり、禿山の乾鮮では珍らしく奇い洪水で肥料諸共作物を流してしまつたといふ馬鹿を見たのもあつて、其所でも此所でも問題が起きた」といふ。[1]

第三には植民地經營の発展に伴ひ原住者中より資本家的階級が起り得るや否やの問題である。植民に伴ふ新秩序の確立、資本の蓄積、教育の進歩、技術經營の才幹等は此の問題を解決するの鍵である。現代印度に於ては外資輸入の必要は之は認むれども、[illegible]企業の經營支配は之を印度人の手に收めさるべからず、而してその為めには印度工業の発達に対する国家的援助及び工業的教育の必要が力説せられて居る。[2]

経済要素の自主的決定権獲得

要するに~~[illegible]~~原住者の利益に合する経済政策~~[illegible]~~必要とする種類の産業をば之の利益とする方法に於て奬勵し、且つ本

1) 和気一郎、救はれざる乾鮮農民. P.13-14.

2) Wadia and Joshi 前出. P.394. Pillai 前出 PP. 283, 285, 298.

748

植

子及外子との經済関係を其の利益とする方法に於て規律することは、彼等が地方住民の經済政策の決定に参与し、更に進みて自主的決定権を獲得する事によりしてのみ最も有效に保障せらるるであらう。然らざる場合に於ては植民地産業の発達に関する數字的記述に満足して、直ちに原住者の經済生活の實質的向上を推測するは、屢々早斷たるを免れない。何となれば資本主義的産業により生ずる利益は資本家を通じて本国に流出して植民地内に留まらず、或は植民地内に留まるも、原住者の許に留まらざるの怖れがあるからである。

(六)朝鮮産米増殖計画の朝鮮人(内地人及び)経済生活に及ぼす影響について上述の趣旨を拙稿朝鮮産米増殖計画(前出)に於て論述した。

56 749 植